

# 四街道市地域防災計画

## 大規模事故対策編

平成30年度修正

四街道市防災会議



# 四街道市地域防災計画 [大規模事故対策編]

## 目 次

第1章 総 則.....	事故- 1
第1節 計画の目的.....	事故- 1
第2節 災害の範囲.....	事故- 1
第3節 計画の構成.....	事故- 1
第4節 計画の修正.....	事故- 2
第5節 他の計画との関係.....	事故- 2
第6節 計画の習熟.....	事故- 2
第2章 大規模事故対策計画.....	事故- 3
第1節 大規模火災対策計画.....	事故- 3
第2節 危険物等災害対策計画.....	事故- 8
第3節 航空機事故災害対策計画.....	事故-19
第4節 鉄道事故災害対策計画.....	事故-24
第5節 道路事故災害対策計画.....	事故-28
第6節 放射性物質事故対策計画.....	事故-32



# 大規模事故対策編

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき本市防災会議が作成する計画であって、本市の地域に係る大規模事故対策に関し、市、県、及び関係機関、公共的団体、その他市民がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

災害対策基本法において定義されている災害には、地震、風水害等の自然災害のほか、大規模な火災、航空機事故等の多数の被災者を伴う大規模な事故が含まれる。

本市においても、近年の都市化の進展、産業の高度化等により、大規模火災、危険物事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故等の大規模な事故災害のおそれがある。こうした大規模事故災害に対応するため、また、事故の特殊性及び影響が甚大な放射性物質事故に対応するため、これらの対策について定める。

この計画は、それぞれの事故災害に特有の基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。この計画に定められていないものについては、風水害編等の規定に準ずるものとする。また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、風水害等編の災害復旧計画に準ずるものとする。

### 第2節 災害の範囲

本計画は、「四街道市地域防災計画」を構成する大規模事故対策編であり、災害の範囲は、大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質事故とする。

### 第3節 計画の構成

本計画の構成は次の通りである。

- ① 大規模火災対策計画
- ② 危険物等災害対策計画
- ③ 航空機事故災害対策計画
- ④ 鉄道事故災害対策計画
- ⑤ 道路事故災害対策計画
- ⑥ 放射性物質事故対策計画

---

## 第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを本市防災会議において修正する。

したがって、各機関は関係のある事項について検討し、修正が必要な場合は計画修正案を本市防災会議（庶務担当：危機管理監危機管理室）へ提出しなければならない。

## 第5節 他の計画との関係

この計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、指定地方行政機関の長又は指定公共機関等が作成する防災業務計画や、千葉県地域防災計画等の他の計画との整合を図る。

## 第6節 計画の習熟

本市及び関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から図上及び実践訓練等によって、この計画の習熟に努め、また、市民への周知を図るため、広報啓発活動に努めるものとする。

## 第2章 大規模事故対策計画

### 第1節 大規模火災対策計画

#### 1 基本方針

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

#### 2 予防計画 <都市部、教育部、消防本部>

##### (1) 建築物不燃化の促進

###### ① 建築物の防火規制

市は、市街地における延焼防止を次により促進する。

- 1) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。
- 2) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

##### (2) 防災空間の整備・拡大

- ① 市は、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。
- ② 都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。
- ③ 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等、災害に強い街づくりに貢献することが大きい。

市は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図っていく。

##### (3) 市街地の整備

市は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新等が図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

#### (4) 火災予防査察

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

予防査察の主眼点

- ① 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。  
また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- ② 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、市火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- ③ こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、市火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- ④ 大型小売店等公衆集合場所での裸火の使用等について、市火災予防条例に違反していないかどうか。
- ⑤ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの状況が、市火災予防条例に違反していないかどうか。
- ⑥ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

#### (5) 住宅防火対策

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市は、県と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。特に、住宅用火災警報器の設置義務化について広報し、普及促進に努める。

- ① 住宅用防災機器等の展示
- ② 啓発用パンフレットの作成
- ③ 講演会の開催

#### (6) 多数の者を収容する建築物の防火対策

##### ① 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- 1) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施



- 2) 消火、通報、避難等の訓練の実施
- 3) 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- 4) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- 5) 従業員等に対する防災教育の実施

## ② 定期点検報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

## (7) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となる。

よって、関係機関は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記(6)「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

### ① 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- 1) 高水準消防防災設備の整備
- 2) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- 3) 防災センターの整備

## (8) 文化財の防火対策

本市には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災等の災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

### ① 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の特定防火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報器の設置により、火災の発生を報知し、迅速に消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

### ② 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防本部から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火管理者を定めて消火活動の体制を整備しておく。

## (9) 消防組織及び施設の整備充実

### ① 消防組織

1) 市は、消防職員・団員の確保に努める。

2) 市は、消防組織の充実強化に努める。

② 消防施設等の整備充実

1) 市は、消防施設等整備計画に基づき消防施設の整備充実に努める。充足率や財政力等の実情を勘案しつつ、国及び県から消防施設等の整備強化を推進するための支援を受ける。

**3 応急対策計画 <本部事務局、総務班、福祉班、保健医療班、土木班、消防本部班、消防署班、消防団班、四街道警察署、事業所、関係機関>**

(1) 応急活動体制

① 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

② 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達体制

① 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、風水害等編第3編第10章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号により、住家に被害が生じた場合のほか、第4号により直接多数の者の生命、身体に危害を及ぼす事故が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定や社会秩序のためにも迅速な救助の実施が求められる場合である。

(4) 消防活動

① 消防本部は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

② 市は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。

③ 発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) 救助・救急計画

① 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、応援を要請する。

- ② 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- ③ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

#### (6) 交通規制計画

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

#### (7) 避難計画

- ① 発災時には、市及び県警察等は、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。
- ② 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- ③ 市は、必要に応じて避難場所を開設する。

#### (8) 救援・救護計画

食糧・飲料水・生活必需品等供給計画については、風水害等編第3編第4章「飲料水、食糧、生活関連物資の供給」、医療救護計画については、風水害等編第3編第4章「医療・救護活動」に定めるところによる。

※林野火災対策については、大規模火災対策に準ずるものとする。

## 第2節 危険物等災害対策計画

危険物・火薬類・高圧ガス・毒物劇物等の流出・火災・爆発等により災害が発生した場合、その影響は多大なものとなり、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、本計画では、これら危険物等を取り扱う事業所等の施設災害、危険物等の輸送時の事故による災害について、予防対策、応急対策について必要な事項を定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、大規模事故対策編第2章第5節「道路事故災害対策計画」の定めるところによる。

※高圧ガス又は火薬類関係事業所等に係る災害発生時の通報系統等

(資料集 資料3-26)

### 1 危険物（消防法第2条第7号）

#### (1) 基本方針

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

#### (2) 予防計画 <消防本部、各事業所>

##### ① 事業所等

- 1) 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。
- 2) 消防法別表第一より規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。
  - a 危険物保安監督者の選任  
危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。
  - b 危険物保安統括管理者の選任  
危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。
  - c 危険物施設保安員の選任  
危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。
- 3) 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

## a 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

## b 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

## c 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

## ② 消防本部

1) 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させる等、危険物の規制を実施する。

2) 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

## a 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

## b 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

## c 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

(3) 応急対策計画 <本部事務局、福祉班、保健医療班、道路班、避難所班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

## ① 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

## 1) 通報体制

a 責任者は、災害が発生した場合、直ちに消防機関に通報するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

b 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、消防本部へ通報する。

## 2) 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

## 3) 避難

責任者は、事業所自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

## ② 市及びその他関係機関

災害の規模、態様に応じ、市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

### 1) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、市、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

### 2) 救急医療

当該事業所、消防本部、市、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察、その他関係機関の協力を行う。

### 3) 消防活動

消防本部は、危険物の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

### 4) 避難

市は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、指定避難所等の開設並びに指定避難所等への収容を行う。

### 5) 警備

県警察は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

### 6) 交通対策

道路管理者、県警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

### 7) 原因の究明

県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

## 2 高圧ガス

### (1) 基本方針

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時にお

ける保安対策並びに応急対策について定める。

## (2) 予防計画 <消防本部>

### ① 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

#### 1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

#### 2) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。(別表1, 2)

#### 3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

#### 4) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

#### 5) 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

#### 6) 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

#### 7) 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

### ② 消防本部その他関係機関

#### 1) 防災資機材の整備

a 県及び消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

b 県及び消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(3) 応急対策計画 <本部事務局、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

① 事業所等

1) 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。(別表1, 2)

2) 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

3) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質(毒性、可燃性、支燃性等)に基づいた適切な応急措置を講ずる。

4) 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

5) 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

② 市及びその他関係機関

1) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。(別表1, 2)

2) 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質(毒性、可燃性、支燃性等)に基づいた適切な応急措置を講ずる。

3) 防災資機材の調達

a 消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、県と協力して防災資機材を調達する。

b 県警察及び消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

4) 被害の拡大防止措置及び避難

a 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想され



る場合は、周辺住民等の避難について協議する。

b 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

5) 原因の究明

県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

### 3 火薬類

#### (1) 基本方針

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

#### (2) 予防計画 <消防本部>

##### ① 事業所等

##### 1) 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

##### 2) 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

##### a 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

##### b 通報体制の確立

事業所等内において災害等が発生するおそれのあるとき及び災害等が発生した場合には、その状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(別表2)

##### c 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

##### d 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

##### 3) 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびに保安教育を行い、火

薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

4) 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(3) 応急対策計画 <本部事務局、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

① 事業所等

1) 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。(別表2)

2) 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

3) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

② 市及びその他関係機関

1) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。(別表2)

2) 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

3) 被害の拡大防止措置及び避難

a 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

b 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

4) 原因の究明

県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

## 4 毒物劇物

### (1) 基本方針

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の危被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策につい

て定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

## (2) 予防計画 <消防本部>

### ① 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

#### 1) 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

#### 2) 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

#### 3) 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

#### 4) 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

#### 5) 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記項目により危害防止に努める。

## (3) 応急対策計画 <本部事務局、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

### ① 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

#### 1) 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、保健所、警察署、又は消防本部へ通報を行う。

#### 2) 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

### ② 市及びその他関係機関

#### 1) 緊急通報

消防本部等は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

#### 2) 被害の拡大防止

消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防

---

止、汚染区域の拡大防止に努める。

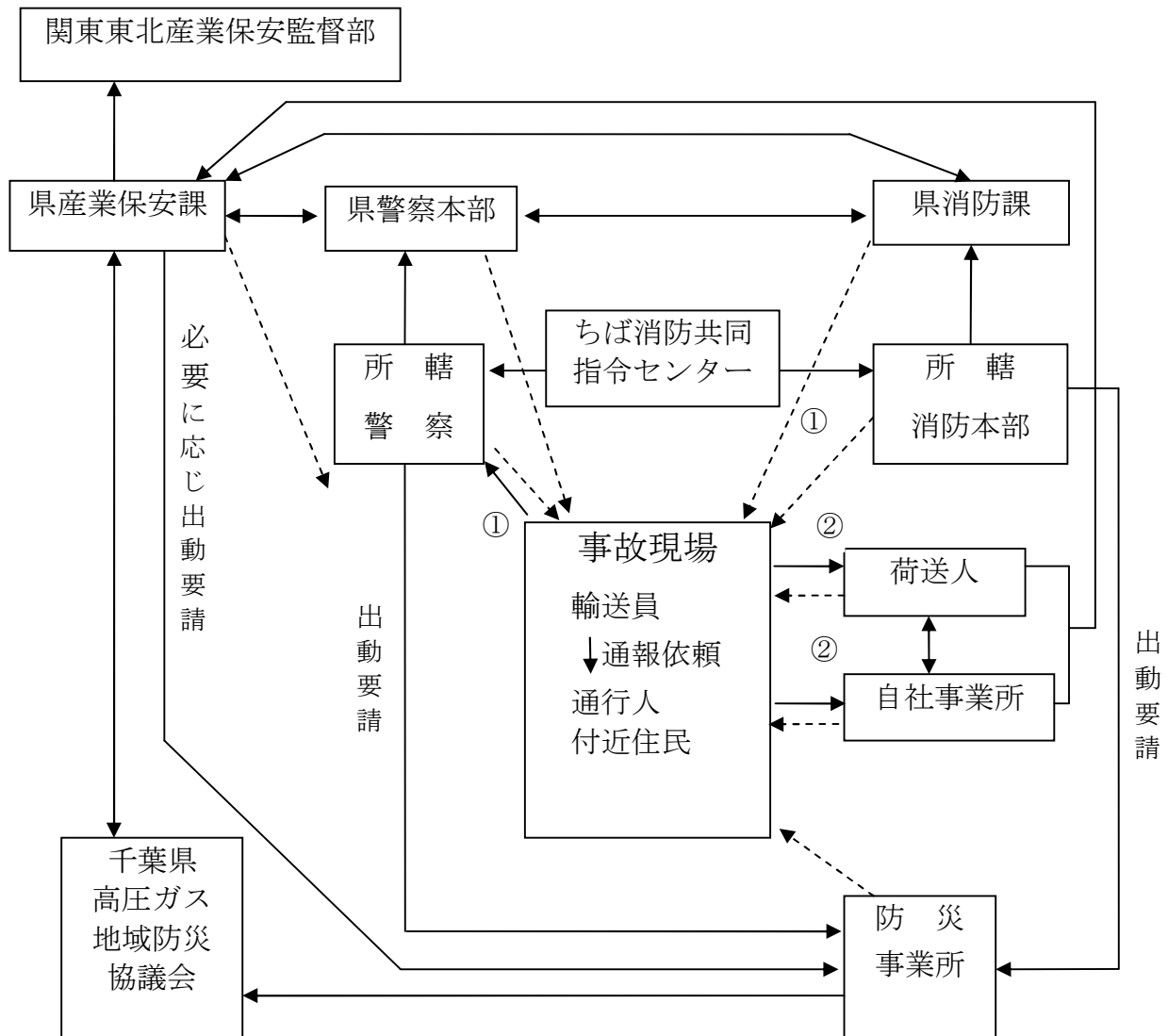
3) 救急医療

消防本部等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

4) 避難

市は、県及び関係機関等と協議の上、必要があると認める場合は、避難の勧告・指示を行う。

(別表1)



現場での措置

- 応急措置
  - 警察、消防等への通報(通行人等に依頼)
  - 漏洩ガスの閉止
  - 付近住民への警告
  - 火気の禁止
  - 退避誘導
- 現場の警備
  - 周辺の警戒
  - 交通遮断
- 防災活動
  - 消火
  - 除外(毒性ガス)
  - 医療救護

凡例

- ← は通報を示す
- ① ② は通報順位を示す
- ←----- は現場への出動を示す



(別表2)

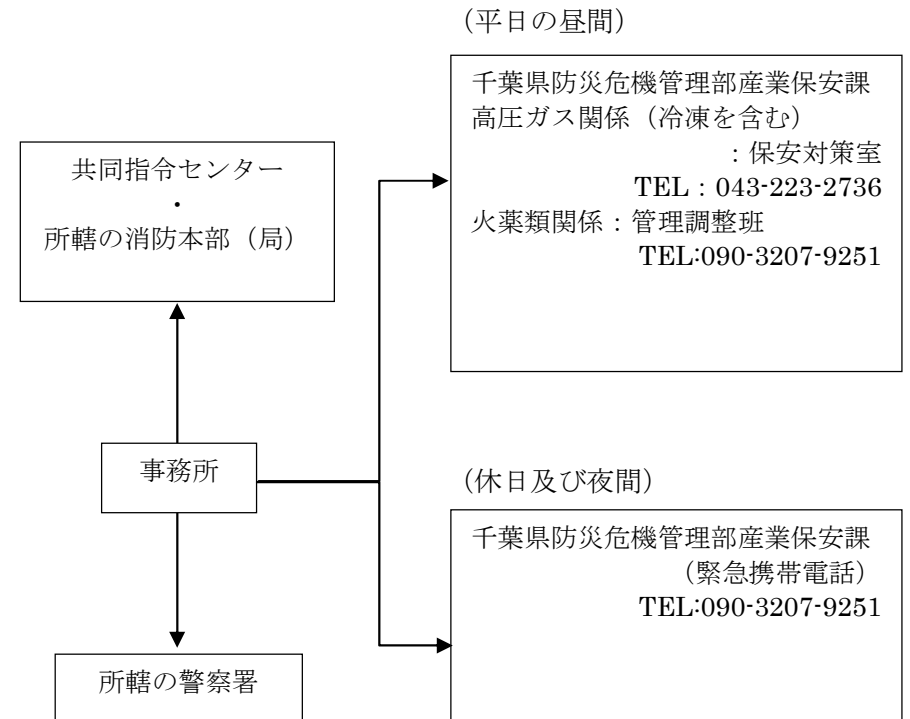
高圧ガス又は火薬類関係事業所等  
に係る災害発生時の通報系統等  
(液化石油ガス一般消費者等に係る事故の場合を除く)

1 千葉県内の高圧ガス又は火薬類の関係事業所に係る災害、あるいは高圧ガス又は火薬類の輸送に係る災害が発生した場合、当該事業所等の関係者は、夜間休日を問わず、次の2、3の要領に従い、直ちに電話等による通報を行うこと。なお、石油コンビナート等災害防止法の特定事業所においては、同法第23条の規定する異常現象の通報を優先させること。

2 報告事項は次の通りとする。

- (1)発生した日時
- (2)発生した場所 (設備名等を含む)
- (3)災害等の概要 (被害状況を含む)
- (4)発生原因、又はその推定
- (5)報告者の氏名、所属、電話番号  
(通報した内容が高圧ガス又は火薬類の事故に該当する場合は、追って事故届書を提出すること。)

3 高圧ガス又は火薬類関係事業所に係る災害発生時の通報系統  
(平成30年4月1日現在)



※県産業保安課 FAX : 043-227-3548





## 第3節 航空機事故災害対策計画

### 1 基本方針

本計画は、成田空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びに羽田空港その他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める。

#### 防災関係機関

発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港株式会社、国、県、関係市町村等別表1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図ることとなる。

#### ※ 成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、富里市、栄町、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）、成田国際空港株式会社

#### ※成田国際空港消防相互応援協定

（資料集 資料2-6）

### 2 予防計画 <危機管理監、消防本部>

#### （1）情報の収集・連絡体制の整備

市及び関係機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

#### （2）協力・応援体制の整備

市は、関係機関相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

#### （3）消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

市及び関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

#### （4）防災訓練

市及び関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

### 3 応急対策計画 <総務班、保健医療班、環境衛生班、土木班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、関係機関>

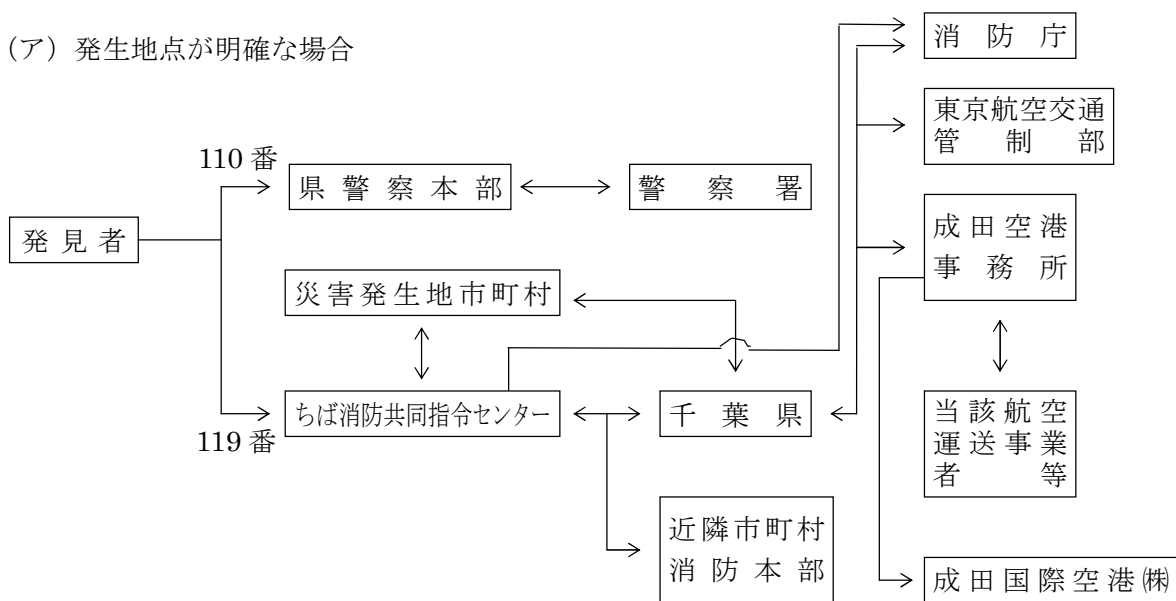
航空機災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合に市及び関係機関は、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

#### (1) 情報の収集

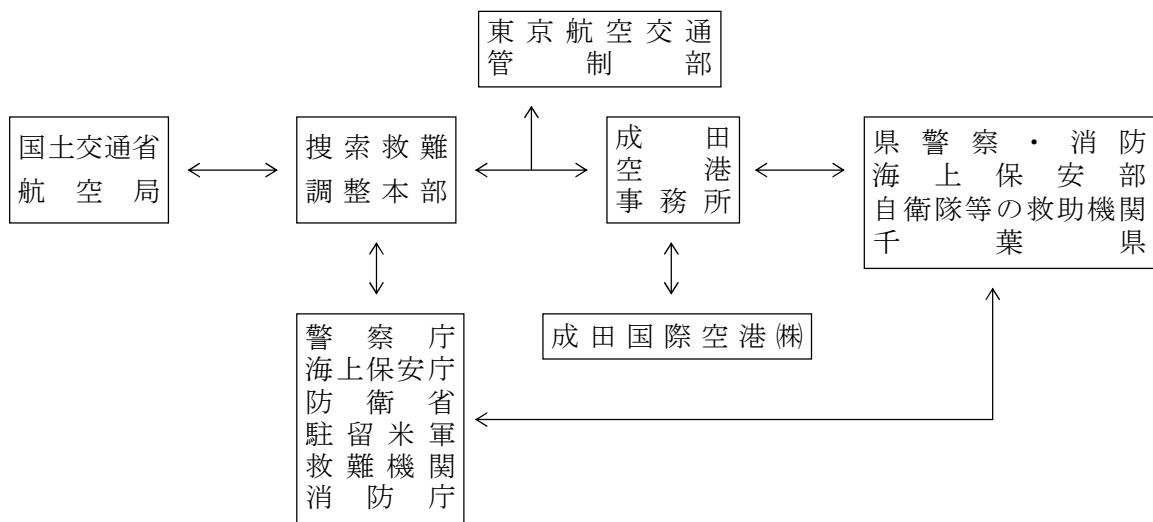
初動体制を早期に確立するため、市及び関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

#### ◎ 情報受伝達ルート

(ア) 発生地点が明確な場合



(イ) 発生地点が不明確な場合 (遭難機の搜索)



(注) 搜索救難調整本部は、通常、東京空港事務所 (羽田) に設けられる。

## (2) 応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

成田空港事務所及び成田国際空港株式会社は、関係機関の連絡調整を行う。

### ① 捜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。警察庁、消防庁、防衛省及び海上保安庁がこれに協力する。

### ② 消防活動

#### 1) 本市で災害が発生した場合

##### a 実施機関

市、消防本部

##### b 協力機関

近隣市町村消防機関、県警察

#### 2) 実施内容

a 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

b 航空機災害に係る火災が発生した場合、市長及び消防本部の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

c 災害の規模等が大きく、消防本部限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求めるものとする。

### ③ 救出救護活動

#### 1) 本市で災害が発生した場合

##### a 実施機関

当該航空運送事業者、市、消防本部、県警察、千葉県

##### b 協力機関

千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、国公立病院

#### 2) 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

##### a 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

## b 医療チームの派遣

負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。なお、協力機関が編成する医療チームは、風水害等編第3編第4章「救援・救護活動」の定めるところによる。

## c 救護所の開設

重軽傷者の救護は、原則として応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

## ④ 救急搬送

消防本部が中心となって応急処置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

## ⑤ 遺体の収容

原則として市が、遺体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、風水害等編第3編第4章6節「遺体の収容、処置」の定めるところによる。

## ⑥ 交通規制

県警察は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

## ⑦ 広 報

### 1) 実施機関

成田空港区域内及びその周辺で災害が発生した場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、成田国際空港株式会社、当該航空運送事業者、災害地市町村及び県警察等が実施する。その他の地域の場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、当該航空運送事業者、災害地市町村及び県警察等が実施する。

### 2) 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

- a 市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- b 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- c 地域住民等への協力依頼
- d その他必要な事項

## ⑧ 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、風水害等編第3編第4章「防疫・保健衛生」の定めるところにより、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、成田空港区域内の場合は成田国際空港株式会社が、その他(市内)の場合は風水害等編第3編第7章「廃棄物対策」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

### (3) 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港株式会社	人員及び物資の派遣及び調達

## 第4節 鉄道事故災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

### 1. 東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）

#### 1 予防計画 <危機管理監、消防本部>

##### (1) 各事業者による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行うものである。

##### (2) 行政等による予防対策

- ① 国、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ② 国及び地方公共団体は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- ③ 国、地方公共団体、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

#### 2 応急復旧計画 <本部事務局、総務班、環境衛生班、土木班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

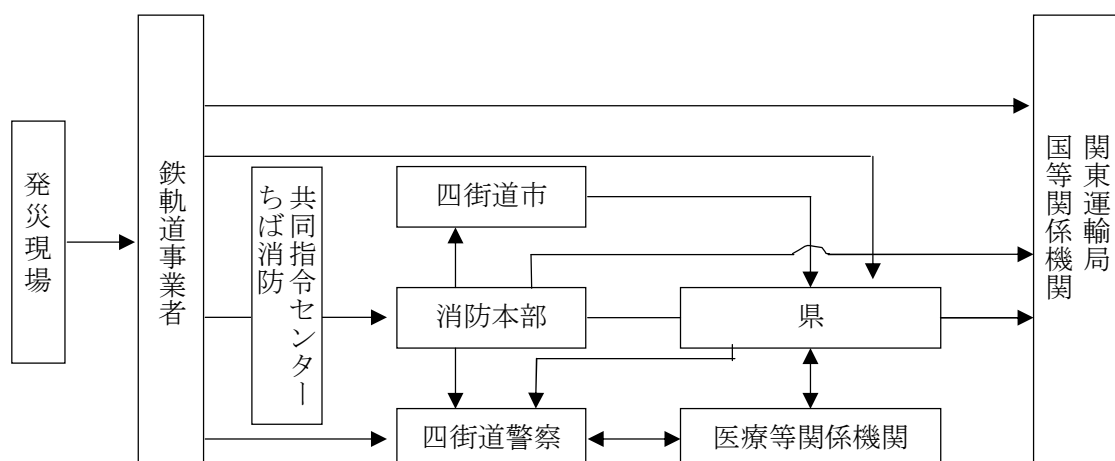
##### (1) 行政等による応急活動体制

市及び県は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

##### (2) 情報収集・伝達体制

鉄道事故情報等の連絡

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



### 関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
総務部総務課	—	—	045-211-7269	045-211-2017

※鉄道事業者の大規模事故災害時の連絡先は鉄道部安全対策課。(NTT電話：045-211-7240)

鉄道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-225-4886

### (3) 相互協力・派遣要請計画

- ① 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。
- ② 市及び県は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- ③ 市は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

### (4) 消防活動

- ① 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する各機関に協力を要請する。
- ② 消防機関は、速やかに事故等の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

---

## (5) 救助・救急計画

- ① 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- ② 市及び県、国等は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- ③ 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

## (6) 交通規制

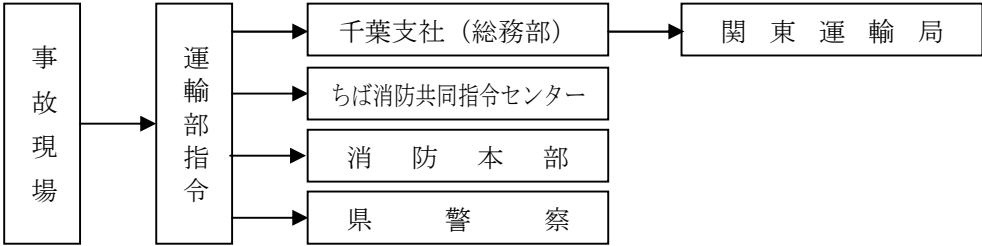
県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

## (7) 避難計画

- ① 発災時には、市及び県警察等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- ② 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。市は、必要に応じて避難所を開設する。



## (8) 各事業者による応急・復旧対策

事業者	概 要
東日本旅客鉄道㈱ 千葉支社	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>(1)災害対策本部の設置 災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に災害復旧本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2)自衛消防隊 自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。</p> <p>(3)救 護 千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR     A[事故現場] --&gt; B[運輸部指令]     B --&gt; C[千葉支社(総務部)]     B --&gt; D[ちば消防共同指令センター]     B --&gt; E[消防本部]     B --&gt; F[県警察]     C --&gt; G[関東運輸局]   </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

## 第5節 道路事故災害対策計画

### 1 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

〈計画の対象となる道路災害〉

トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等を対象とする。

※東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書 (資料集 資料2-7)

### 2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

#### (1) 予防計画 <危機管理監、都市部、消防本部>

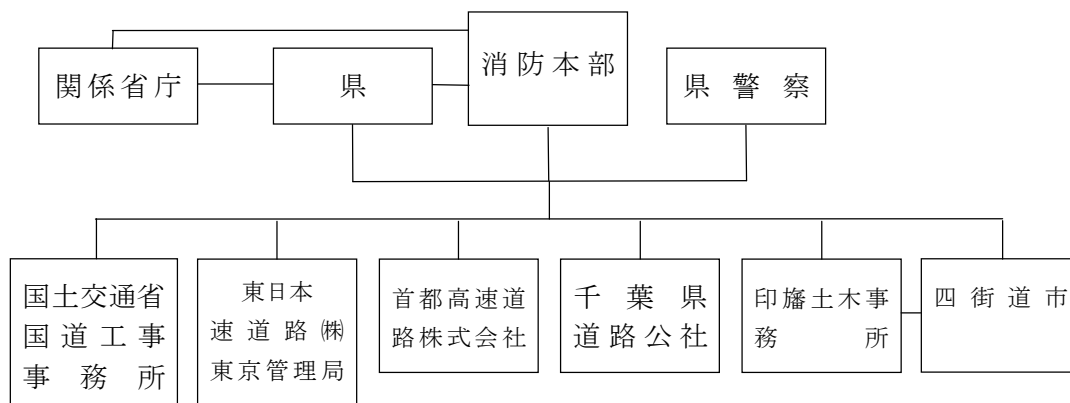
道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

##### ① 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	<p>市道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。</p> <p>土砂災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。</p>
	市	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※ 道路管理者：国土交通省、千葉県、市町村、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、千葉県道路公社等をいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。（以下本節内において同じ。）



## (2) 応急活動 <本部事務局、土木班、道路班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

### ① 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制をとるものとする。また、県及び市は必要に応じ災害対策本部等の体制をとるものとする。

### ② 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。

実施項目	実施者	実施内容
	県	市の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	市	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとるものとする。
	消防本部	災害の規模が大きく消防本部及び市では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

### 3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施するものとする。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

#### (1) 予防計画 <危機管理監、都市部、消防本部、関係機関>

##### ① 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

#### (2) 応急対策計画 <本部事務局、道路班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

##### ① 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達するものとする。

##### ② 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

##### ③ 交通規制

道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

④ 避難

市及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

⑤ 広報

市及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

## 第6節 放射性物質事故対策計画

### 1 基本方針

本県及び本市には、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に規定される原子力事業者は存在しない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、市においては、農産物の出荷制限、局所的に放射線量の高い箇所が確認されたことによる土壌等の除染等の措置、及び汚染された廃棄物の処分方法等の問題が生じ、市民の生活、社会経済活動等に様々な影響が及んだ。

また、核燃料物質の輸送途中の車両が不慮の事故により、放射性物質事故が起こることも懸念される。

このため、事故発生時の影響の甚大性を考慮し、放射性物質事故対策について定める。

### 2 放射性物質事故の想定

#### (1) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等は非公開であるが、本市は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していること等から、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。

本計画においては、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出する事態を想定する。

#### (2) 他県事故に伴う本市への影響想定

地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

### 3 放射性物質事故応急対策 <本部事務局、総務班、情報処理班、保健医療班、土木班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

#### (1) 情報の収集・連絡関係

##### ① 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

##### ② 通信手段の確保

市及び県は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。また、電気通信事業者は、県及び市等の防災関係機関の通信確保を優先

的に行うものとする。

## (2) 応急活動体制の整備

### ① 職員の活動体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部を設置する。また、活動・放射線モニタリング手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

### ② 応急対策活動情報の連絡

事業者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

### ③ 防災関係機関の連携体制

市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。

## (3) 緊急時医療体制の整備

### ① 傷病者搬送体制の整備

放射性物質事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、市内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努めるものとする。

## (4) 防護資機材の整備

市、県、警察、消防本部は、放射性物質事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めることとする。

## (5) 消防活動

消防機関においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消防活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消防活動を行うものとする。

この場合、消防本部は、平成26年3月に総務省消防庁「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」で取りまとめられた核燃料物質等の輸送事故対策時の消防活動要領に基づくものとする。

## (6) 退避施設の選定及び退避誘導

### ① 退避施設の指定

市は、環境に影響を及ぼすような市内外の放射性物質事故に備え、必要に応じあらかじめ地域ごとのコンクリート屋内退避施設を選定するとともに、住民への周知を図るものとする。

### ② 退避誘導

市は、市内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めることとする。

---

## (7) 広報活動体制の整備

県及び市は、放射性物質事故発生時に、教育施設及び社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに住民からの問合せ窓口の設置や報道機関等を通じ、住民に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報活動体制を整備するものとする。

## (8) 放射性物質等による汚染の除去

市は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行うものとする。

## (9) 防災教育・防災訓練の実施

### ① 防災関係者の教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

### ② 市民に対する知識の普及

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図ることとする。

### ③ 訓練の実施

市は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。